

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 管財課

許認可等の内容		行政財産の使用許可
根拠法令等及び条項		栃木市財務規則第152条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市財務規則第152条
	参考事項	栃木市行政財産使用料条例
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市財務規則抜粋 (行政財産の使用許可)</p> <p>第152条 行政財産は、法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する場合に限りその使用を許可することができる。</p> <p>(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。</p> <p>(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 財産管理者は、前項の規定により行政財産の使用を許可しようとするときは、許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書(別記様式第61号)を提出させ、決裁者の決裁を受けなければならない。</p> <p>3 財産管理者は、前項の規定により市長の決裁を受けたときは、使用許可申請人に行政財産使用許可書(別記様式第62号)を交付しなければならない。許可の更新の場合も、同様とする。</p> <p>4 前項の規定による使用期間は、1年を超えることができない。ただし、次の各号に掲げるものについては、その使用目的、形態からみて、使用期間が長期にわたることが予想され、市の行政目的の遂行上支障のないものに限り、当該各号に定める期間を限度とした期間とすることができる。なお、更新することを妨げない。</p> <p>(1) 水道管、下水道管、通信ケーブルその他これらに類する地下埋設を設置する場合 10年</p>	

- | |
|--|
| <p>(2) 電柱その他これらに類するものを設置する場合 10年</p> <p>(3) 太陽光発電設備（これと同時に設置する附属装置等を含む。）を設置する場合 25年</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特別な理由があると認める場合 10年</p> <p>5 栃木市教育委員会が、その管理に属する行政財産について、第1項第1号から第3号までに掲げる事由以外の事由により使用許可をしようとするとき、又は使用期間が10日以上にわたるときは、法第238条の2第2項の規定により、あらかじめ市長に協議しなければならない。</p> <p>（平24規則41・一部改正）</p> |
|--|